

令和3年

第12回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和3年第12回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和3年12月23日 午前10時開会  
午前11時閉会

2. 場 所 国立市役所2階 議会委員会室

出席者

1. 遠藤 利光      2. 遠藤 良信      3. 北島 直芳  
4. 小鹿倉 薫      5. 佐伯 達哉      6. 澤井 武  
7. 鈴木 政久      8. 関 貞雄      10. 田中 賢治

事務局

事務局長 堀江 祥生      農政係長 名古屋 悠  
農政係主任 山本 雅一      農政係主任 檜垣 賢  
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 | 1件 |
| (2) 特定農地貸付け承認申請書              | 1件 |
| (3) 生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願  | 1件 |

5. 協議事項

- (1) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について

6. 報告事項

- (1) 農地利用状況調査の指導対象者への改善状況について  
(2) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて（照会）  
(3) 令和3年度東京都指導農業士の認定について

7. その他

【遠藤会長】 おはようございます。ただいまから12月の農業委員会総会を始めさせていただきます。議事録署名委員に小鹿倉薫委員、佐伯達哉委員、よろしくお願い致します。議題に入ります。(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書、1件、お願い致します。

【事務局長】 資料1ページをお開きください。農地法第4条の届出で、議案番号は10番です。農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。場所は3ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件につきましては遠藤良信委員が現地確認をしています。ご報告をお願い致します。

【遠藤(良)委員】 先日、現地の確認をしてまいりました。特に問題はないと思います。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。今ご報告があったとおりで特に問題はないかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 次に、(2)特定農地貸付け承認申請書、1件、お願い致します。

【事務局長】 資料3ページをご覧ください。特定農地貸付けの承認申請書ですが、申請者は記載のとおりです。4ページから7ページが貸付規程で、番号9となります。1区画の面積は15平方メートル、月額利用料は3,480円です。特定農地貸付けの用に供する農地の位置は8ページをご覧ください。申請する農園の所在地、地目、面積、土地所有者は記載のとおりです。場所は9ページの案内図をご覧ください。農地所有者の農業の業務への従事計画書は10ページに記載のとおりです。11ページは農地の区画割りの図面で、全部で12区画となっています。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件につきましてご質問を賜りたいと思います。ないようでしたら、このとおりの計画でやって頂くということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 次に、(3)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願、1件、よろしくお願い致します。

【事務局長】 資料12ページをご覧ください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願です。申出をする方の住所、氏名、買取り申出事由の生じた方の氏名、住所、申出をする方との続柄、買取り申出事由が生じた日は記載のとおりです。買取り申出生産緑地の所在、地番、地目、地積は13ページの明細書のとおりです。場所は14ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ここは関貞雄委員が現地確認をしています。ご報告をお願い致します。

【関(貞)委員】 現地確認を行いました。問題はないと思います。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件につきましてご質問がございましたら承りたいと思います。ないようでしたら、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 協議事項に入ります。(1)国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について、事務局、お願い致します。

【事務局】 資料は16ページから18ページになります。東京都と国への要望をそれぞれ提出する必要があり、前回の総会でご協議頂いた結果を、18ページの網がけしてある部分に新たに国立市農業委員会から要望すべき点としてまとめてみました。まず、(1)国に対する要望として2点、1点目が「相続税納税猶予制度の適用対象施設の緩和」で、大きく議論になったのが災害リスクのお話で、災害が発生することも念頭に置いて営農を継続できるよう強固な構造の農業施設においても相続税納税猶予制度の適用の対象とすることを明確化しています。2点目が「税制等に関する要望」です。農地等を買換えするときの特例を市街化区域内でも対象とすること。また、相続発生時、農地については農業投資価格による評価で統一すること。相続が発生して遺留分請求額で農地が対象になった場合、農地投資価格ではなくて時価評価で決まってしまうと相続人の方に不利益が発生しかねないことを具体的な事例で紹介して頂きました。一度事務局でお預かりしまして、イレギュラーな案件であることと、どこまで個別具体的に書こうかということで、遺留分請求額という文言や事例のところは省きまして、「相続発生時、農地については農業投資価格による評価で統一すること」という総合的な書き方にまとめさせて頂いた次第です。次の(2)都に対する要望は、一番下の「有害鳥獣害の被害への対応」と書かせて頂いています。これは前年度までの要望のところにも書いてありますけれども、どちらかという自治体による対策の支援を手厚くするところの文言が多かったと思います。今回、国立市農業委員会としては、農家さんの個別対応についても支援を手厚くすることをご検討頂きたいと書いてあります。国立市農業委員会からの新規の要望としては以上の3点でまとめましたが、過不足や方法のご指摘があれば、それも踏まえて最終的な内容に仕上げたいと思います。前に戻って15ページをご覧ください。今お話をした国と都への要望を各市の農業委員会で持ち寄って最終的にまとめる作業を北多摩西部地区農業委員会検討会として開催する予定で、1月28日(金)の午後1時半から昭島市役所において、会長、会長職務代理、事務局長にご出席頂く形でご調整を頂いているところですので、いま一度ご確認頂ければと思います。以上です。

【遠藤会長】 12月総会までにいろいろと農業者の声を聞いてくるというお話で終わったところですが、とりあえず今言った3点はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 その他に何か吸い上げたご意見というものがあればご報告頂きたいと思います。

【澤井委員】 事務局が作成した要望の内容的なことですが、税制に関する要望のところ、「農業投資価格による評価で統一すること」という表現になっていますが、前回の総会議事録の6ページの小鹿倉委員が発言されている内容を読みますと、「評価で統一すること」という表現だと、遺留分での宅地評価と相続での納税猶予をされる場所の差という意味がこれだけでは理解できないと思います。これだと何と何を評価するというのが分からないので、そこをうまく表現して頂きたいと思います。通常であれば、納税猶予を受けて農地として農業経営を続けていけるというようなことがあると思います。しかし、遺留分の侵害請求をされた場合には宅地評価での評価額ということになります。例えば、500平方メートル以上の農地を宅地評価することになれば数千万円から数億円の評価額になりますから、遺留分を支払うことによって農地を手放さざるを得ない。農業委員会として今、生産緑地を残していこうということが重要な課題になっていて活動の中でもかなりの比重が占められているわけですから、この内容を改善して頂くように取り組んでいくことが必要ではないかということで、もう少し詳しく説明して頂けたらと思います。

【遠藤会長】 小鹿倉委員、専門的な立場から、よい表現があればお願いします。

【小鹿倉委員】 なかなか表現は難しいと思います。今、澤井委員がおっしゃったように、確かにこれだけでは何を言っているのか意味が通じないのかなという気がします。相続が発生したときに、遺留分侵害請求があった場合の対応で、納税猶予を受けている農地に関しては、遺留分侵害額の計算をするときには時価で評価をしているわけです。農地も時価で評価をされてしまうと、せっかく納税猶予を受けている農地についても時価評価をされてしまい、全体の評価額が上がってしまうということで遺留分の侵害額がもっと増えてくるという形が出てきます。納税猶予を受けている農地については、時価評価ではなくていわゆる農業投資価格、今年度の納税猶予を計算するときの農業投資価格というのがありますけれども、その価格をもって全体の財産価格を計算して頂ければ、遺留分を交付する形ではもっと低い価格になるので、農地が守れるのではないかというような内容です。

【事務局】 通常の流れの中で遺留分の請求が出る場合はしっかり要望したほうがいいと思いますけれども、結局、相続人同士のやり取りの中でうまくいかないことがあって初めて遺留分請求が発生するという事情があるので、そのことをどこまで細かくこの要望に書くべきか非常に悩んでこの表記になりました。多分、相続税額は変わらないと思いますが。

【小鹿倉委員】 相続税額は変わらないです。

【事務局】 相続税の納税猶予をされる部分がなくなってしまって、例えば、納税猶予を受けた農地がその遺留分の請求があった場合に売却しなければいけないとか、そういう事例が出た場合ということまではなかなか……。

【小鹿倉委員】 しょっちゅうあるものではないと思います。遺留分の侵害というのが出てくるのは、例えば農業を引き継ぐ方に対して全部相続させるというような遺言があった場合に、分割協議でうまく行けばいいのですけれども、そういうものをしないで、遺留分を侵害された他の相続人の方から請求があった場合にどうするか。相続財産は幾らと決めなければいけないので、これは裁判所がやると思いますけれども、そのときに、納税猶予を受ける農地についても、時価1億円するところが農業投資価格だと2,000万円で収まっているといった場合に、その差額分はまた上乗せになってくるので、そうすると農業経営者の方はその土地を売って払わなければいけない場合も出てくる。そういう案件が発生したときには、土地の評価というのは農業投資価格で納めて頂かないと農業が成り立っていかないということを申し上げたいわけです。そういう案件が出た場合は個別要件になってくると思いますけれども、ここは税制と民法の関係もあるので一長一短には変えていくのは難しいだろうと思います。多分いろいろなところでこういう案件は出てくる可能性があります。今、遺留分侵害請求というのは結構出ていますので、国なり都がどういうふうに判断していくかというところはあります。そういうことで困っている方は中にはいらっしゃるのではないかと思います。

【澤井委員】 私も、税理士さんから、徐々にそういう案件が増えてきている傾向があるというようなお話を聞きました。

【遠藤会長】 なかなか難しいですね。遺言書もいいですけども、遺留分はそのままですからね。

【小鹿倉委員】 遺留分侵害請求って、昔は土地をあげてもよかったのですけれども、今は民法改正により金銭で払いなさいとなっているので、金銭で払えない場合はどこか土地を売って払うしかないですね。土地を売れば当然譲渡所得税がかかってくるので二重負担をしなければいけないと

いうことが出てくる。ここの表現も、相続が発生し遺留分侵害請求が出た場合についての農地については農業投資価格で評価してほしいというようなことを書いて頂いたら、まだ少しは分かるのかなと思いますね。

【遠藤会長】 一般的ではなくて。

【小鹿倉委員】 そういう案件があった場合ということですね。

【田中委員】 要望なので、駄目と言われたらそれまでですね。

【事務局】 ただ相続税の評価だと財産全体の時価評価というところとの対比が出てくるので非常に難しいですね。遺留分の請求というのは民法上の保障された権利なので。

【遠藤会長】 今のままでは事業継承はやっていけないですね。宅地評価して、差額の税額を猶予してくれる。それが終生ですものね。澤井委員が言うように、農地については終生なものだから最後までやるということで農業投資価格でもいいのではないかというふうに私は受け取ったのだけれども。

【澤井委員】 せっかく納税猶予を受けられるという制度があるのに、片方では宅地評価に戻すというような、そのバランスが全然取れていないので、それだと農地を守っていくことが難しくなる。農業委員会としてはそういう弊害というのはなくしていく方向で要望したほうがいいのではないかと思います。

【事務局】 前回の議論の結果をうまく集約できてなくて申し訳なかったのですが、民法上の問題もあると思いますが、ここまで議論になった結果ということでもう一度丁寧に書かせて頂き、国立市農業委員会の要望として上げさせて頂きたいと思います。

【遠藤会長】 では、国立市からはこの3点で要望を出すということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 報告事項に入ります。(1) 農地利用状況調査の指導対象者への改善状況について、事務局、お願い致します。

【事務局】 資料19ページをご確認ください。10月の農地パトロールの結果、指導の対象となった農地は14件で、ほぼほぼ改善が確認されています。11月の総会時点で残るところは5番と10番です。5番のAさんは北島委員がご担当で、前回総会の後、文書をお渡ししてもう一度ご本人とお話をして頂いたところがありますので、その経過をご報告頂きたいのと、あと、10番のBさんは田中委員がご担当で、事務局で再三連絡した結果、不通であり、最終的に少し強めの文書を送らせて頂きました。その結果も、もしご確認頂けているようであればご報告頂きたいと思います。以上です。

【北島委員】 Aさんですけれども、文書を持っていったのですけれども、改善はされていないです。

【遠藤会長】 その後、連絡もないですか。

【北島委員】 体調が悪いのか寝ているようです。長男は勤めていて、ちょっと分かりません。

【遠藤会長】 手渡したのは誰にですか。

【北島委員】 三男に渡しました。たまたま田んぼでAさんと会ったので、そのことをちゃんと口頭で伝えたのですけれども、「そうですか」という感じでした。

【遠藤会長】 事情は分かりました。

【田中委員】 Bさんのところは、果樹の下のところは剪定して、畑の周りの木とかも剪定はして

ありました。ハンマーナイフはかかっているのですが雑草が繁茂しているようなことはないですけれども、そのままですね。今の時期、植え付けするものはないと思いますし、通常ですと大根が植わっているのですが、見苦しいほど草が出ているわけではないです。トラクターをかければすぐ耕作できる状態ではあるので、まだ様子見ですかね。暖かくなってまた草が伸びるようでしたら、もう1回言ったほうがいいかなと思います。今のところは見苦しくはなっていないです。

【遠藤会長】 Aさんですけども、何とも言えないですね。

【事務局】 あとは課税課がどう判断するかですね。11月の総会の後、現状を報告したときに、担当の方は、いきなり来年の1月1日付けでぱっと変えるということはしたくないと言っていました。真ん中に倉庫があって、電柱が立っていて、農地として使うのは無理でしょうという状況なので、課税課の評価は相当厳しかったです。

【遠藤会長】 そういうふうな考え方であれば経過観察、2年様子を見てという課税課の判断ですか。

【事務局】 課税課も上司と最終的な意思決定はしていないと思います。今日の結果をまた報告します。

【北島委員】 このままいくと税金がかかりますよという説明をしたら、分かったと言っていました。体調が悪いからできないのかもしれないですね。

【遠藤会長】 では、これも経過観察で、あとは課税課の判断ですね。農業委員会としては一応指導をしたと。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 次に、(2)生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて、お願い致します。

【事務局】 11月26日付けで国立市農業委員会宛てに生産緑地買取申出に対する取得のあっせんが1件来ています。申出者、所在地及び地目、面積については20ページの内容のとおりです。21ページが現況の地図、22ページが申出書のコピーになりますので、面積、金額等ご確認頂ければと思います。もし農家さんの側でお申出される方がいらっしゃいましたら、来年の1月7日(金)までに事務局にその旨ご連絡を頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 続きまして、(3)令和3年度東京都指導農業士の認定について、お願い致します。

【事務局】 資料23ページです。皆様にも多々ご相談させて頂いていましたが、市内農家のCさんが指導農業士に認定されることになりましたのでご報告させて頂きます。立川の東京都農林水産振興財団で認定式及び認定証のお渡しがあるということでご本人と調整しているところです。1月の総会でまたご報告ができるかと思えます。以上です。

【遠藤会長】 それでは、その他に入ります。農業者懇談会についてお願い致します。

【事務局】 資料24ページになります。令和3年度農業者懇談会の開催が予定されていますが、現在、国立市第3次農業振興計画の中間評価の報告書を作成しており、その素案の報告会をさせて頂きたいと考えています。当日は農業委員の皆さん、全認定農業者の方々、国立市長、職員の出席を予定しているところですが、2点、ご相談があります。当初、農業委員全員のご参加を考えていたのですが、進行や会場スペースの都合上、10月に行った農業者意見交換会と同じく、会長、会長職務代理、田中賢治委員、澤井武委員の4役に代表してご出席頂きたいのと、開催日時は2月7日(月)か2月9日(水)の18時から19時半頃までを予定していますので、これも本日確定させて頂きたいと考えています。以上です。

【遠藤会長】 まず1点目ですけれども、懇談会の農業委員からの出席者について、前回と同じような形の4役でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 日時ですけれども、私事で申し訳ないですけれども、できれば9日にして頂きたいのですけれども、いかがでしょうか。

【田中委員】 9日で大丈夫です。

【澤井委員】 大丈夫です。

【遠藤会長】 では、9日をお願いします。次、農地における野焼きについてお願い致します。

【事務局】 資料25ページをご確認ください。先日発行された市報の12月20日号の記事を持ってまいりました。これまでも特に冬の時期に野焼きの記事は環境政策課と農業振興係の連名で掲載させて頂いているのですけれども、少しだけ文言を直して今年も掲載させて頂きました。秋口以降、月に1~2件、農業振興係にも野焼きの相談が来るようになってまいりましたので、年末年始のタイミングで一度市報に上げさせて頂いた次第です。苦情をおっしゃってくるほとんどの方が、農家さんを尊重した上で、自分たちの生活上どうしても苦しいところがあるので何か工夫してもらえたらありがたいというようなスタンスでした。文章も少し考えて、市民の方々にもなるべくご理解をお願いしますということで、あとは、農業者の方々もほとんどの方々が当たり前を守ってくださっているルールなのですが、時間帯や風向きのところはくれぐれも気をつけて野焼きをしてくださいということで周知をさせて頂いています。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。野焼きについては定期的に市報に出して頂いて、農家も風向きとか時間とかいろいろ工夫して少しずつ処理して頂きたいと考えています。何か集まる機会があったら言って頂くようお願い致します。次に、農業委員会だより55号について、よろしくお願い致します。

【事務局】 農業委員会だより55号の校正をお願いしたいと思います。写真や文字等で修正がありましたら、12月27日(月)までに事務局にご連絡頂ければと思います。次回1月の総会の際には印刷したものを皆さんにお渡しして配布をお願いする形になります。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 ありがとうございます。次に、11月の農業委員会活動記録カードについてお願い致します。

【事務局】 11月の活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会、全員協議会」9件、C「その他の会議・会合」14件、E「市民・教育・福祉等の連携活動」15件、F「現地確認」5件、I「その他」1件、計44件です。以上です。

【遠藤会長】 1月の総会日程について、1月の25日、26日、27日、28日の候補日がありますが、28日の午後には北多摩西部地区農業委員会検討会がありますので、それを鑑みてお伺いしたいのですけれども。

(協議)

【遠藤会長】 では、1月28日をお願いします。以上をもちまして総会を終了させて頂きます。

—了—